

千葉市長あて

電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス登録申請書

災害情報発信システムによる災害時緊急情報配信サービスの申込について、利用規約（裏面）に同意し、対象者の条件に当てはまるため申請します。また、申請内容に変更が生じた場合は、市へ報告します。

申請年月日	年 月 日	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
申請者	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	区
	希望伝達手段 <small>どちらかをチェックする</small>	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> F A X ※ <u>防犯電話機能が付加されている電話は、メッセージが受信できない場合があります。</u> ※FAX登録は聴覚障害者を優先とさせていただきます。
発信先番号	※ご自宅の固定電話またはFAXの番号	
代理人	※ご本人による申請の場合、下記記入の必要はございません。	
	氏 名	
	連 絡 先	
備考 (職員・申請者)		

災害時緊急情報の電話・FAXは 0570-095-999 から発信しますので、事前に電話機やFAXに番号の登録をお願いします。

※事前に配信訓練を行う場合があります。

電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス 利用規約

1 料金

「電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス」の登録・情報利用料は無料ですが、FAX受信に係るインク・紙費用等は利用者の負担となります。

2 登録者情報の保護

登録された電話・FAX番号は、厳正に管理し、当サービス以外では使用しません。

本サービスは、電話・FAX配信を専門とする事業者へ委託することにより運営されています。委託事業者は千葉県個人情報保護条例に従い、当事業を行っております。

3 電話・FAXの特性

電話及びFAXは、回線の混雑状況や通信設備の性質上、遅延や発信されない場合があります。

4 登録抹消

利用者の電話番号変更により、発信が一定回数不可能となった場合は、自動的に登録を抹消することがあります。

5 発信時間帯

電話・FAXは、夜間（深夜）にも発信される場合があります。

6 免責事項

このサービスに関連して利用者が損害を被った場合でも、千葉市は一切の責任を負いかねます。

7 問い合わせ

このサービスは防災に関する情報の電話・FAX発信のみで、情報の詳細な内容についての問い合わせにはお答えできません。